

分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成 31 年 2 月 28 日（木）14：30～

場所：恵庭市民会館視聴覚室

市対応者：高橋 淳（廃棄物管理課主査）・高橋 雄一（同主事）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（30分）
- 3 質疑応答（20分）
- 4 閉 会

～議事要旨～

3 質疑応答

市民 A：スプレー缶は中身が残っている場合でも出せるのですか。

高橋主査：スプレー缶は中身が残っていると、市のほうで中身を全て出し切る必要があるため、中身は全て出し切っていたきたいです。ただ穴あけは不要です。

市民 A：スプレー缶の場合だと、使い切っても、どうしても少し残ってしまう。そういったものも出し切らなければならないのですか。

高橋主査：全部という範囲が少し難しいのですが、振っても音がちゃぷちゃぷ鳴らないまで出し切るのは難しいと思いますので、押してもスプレーが出てこなくなるまで出し切っていただければ大丈夫です。

市民 B：粗大ごみでだせないもののなかでホームタンクは 270ℓまでなら出せるといっていました、通常は 490ℓだとおもいますが、そういったものは出せないのですか。

高橋主査：ホームタンクは基本的には、業者が交換したものは家庭ごみではなく事業ごみというものになり、業者が産業廃棄物として処分する責任があるため、サイズに関係なく全て対象外です。ただ、ご自身で交換した場合は、家庭ごみになるため市で収集できるのですが、収集車両の関係から大きさが大体 270ℓのものが限界と思っているところです。

市民 B：90ℓ入りとかのタンクは特にアパートへお住まいの方は付けているみたいですが、そもそも 270ℓのホームタンクは売っているのですか。

高橋主査：北海道は大体 400ℓ以上が主流ですが、全国的には製品として主流なサイズとなっております。

市民 B : カセットコンロのボンベは穴を開けなくていいのですか。

高橋主査 : 以前は恵庭市でも穴をあけてから出すようにお願いしておりましたが、穴あけの際に事故が起こる危険性があるため、現在は穴あけせずに出してもらって、収集した後に市で穴あけ作業を行っております。ただカセットボンベの中身が残ってしまった際に、古いものは火をつけたくないという方もいらっしゃると思いますが、実はほとんどのカセットコンロに機能としてガス抜き気孔がついていて、火をつけなくてもガスを抜く機能がついていますので、外とかの換気の良いところでそちらを使って出し切っていただければと思います。

市民 C : 粗大ごみの申し込みの中で重さをお伝えくださいということですが、なかなか重さを量ることが出来ないと思いますが、どのようにして量ればいいのでしょうか。

高橋主査 : 我々も重さの把握が 1 番難しいと認識しております。買った際のカatalog等が残っていた場合は重さが書いてあることが多いのですが、そういったものがないという場合は、量る事はできませんので、電話の際に大人 2 人で持ち上げることができますかなどの聞き取りの中で判断させていただきます。皆様に厳密に量ってくださいということではないですが、判断が出来るヒントは欲しいところです。

市民 D : 粗大ごみの申し込みの際に、住所、名前、電話番号もその都度伝えなくてはいけないのですか。

高橋主査 : 将来的には例えば名前を言っていただければ、分かるような仕組みを作りたいと考えておりますが、すぐはできないため、そこについてはお時間をいただきたいです。

市民 E : スプリング入りのベッドマットレスについて、150 c m以内と書いてありますが最低でも 180 c mぐらいはあるのですが。

高橋主査 : スプリングが入っているものは短い辺が 150 c m以内となりまして、長いところ辺が 180 c mぐらいあっても、幅が 150 c m以内であれば収集できます。

市民 E : ソファについても同じですか。

高橋主査 : スプリングが入っているもので指しているのがソファとマットレスになりまして、ソファについても 3 人掛のソファは横が大体 2mぐらいあると思いますが、奥行きが 150 c m以内であれば大丈夫です。ソファでたまにある L 字型で一体になっているものは、奥行きも 150 c mを超えているものがありますが、それはトラックに積めないのが収集できませんが、そうでないものは、奥行きがせいぜい 1mぐらいだと思うので大体は大丈夫です。

市民 E：高齢者で一人暮らしの場合は持っていってもらえないですね。

高橋主査：今のところは家の中から持っていくというのは予定しておりません。家の中から持っていくのは家の中の家財を壊す可能性など課題が多くあり、今のところはできませんが、そういった要望も多くありますので、今後も引き続き検討してまいりたいと思います。

市民 E：恵庭市にも、そういった大きなものを個人で頼んで収集してくれる業者はあるのですか。

高橋主査：恵庭市にもございます。新しい分別事典の 15 ページに記載している、市が許可している収集運搬許可業者という欄がありますが、ここなら家の中からの搬出も協力していただけたらと思いますのでご相談ください。

市民 F：古いタイヤは業者さんに持っていってもらわなければならないのですか。

高橋主査：廃タイヤは、タイヤの販売店や、ガソリンスタンドで一部処分を請け負ってくれるところがございます。ただ会社の方針によって、買い替えなら処分するけど、ただ処分するだけはしないところもあります。私が処分したところは石上車両さんが持って行ったら引き取ってくれたので、そういった専門店などに引き取っていただく形になります。

市民 G：資源物の電池拡大というところにバッテリーとありますが、自動車のバッテリーもいいのですか。

高橋主査：自動車のバッテリーは鉛が入っていて専門処分が必要になりますので、市では収集できません。あくまで、リチウムイオン電池とかニッケル水素電池のようなリサイクルマークがついているバッテリーになります。

以上